

## 老齢基礎年金の額を増やしたい方には「付加年金」という制度があります

国民年金の第1号被保険者の方(自営業や学生の方など)が、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めると、65歳から786,500円(平成25年度価格)の老齢基礎年金が支給されます。この年金額をもう少し増やしたいとお考えの方には、「付加年金」という制度があります。

### ○付加保険料と付加年金の額

一般保険料と一緒に、月額400円の付加保険料を納めると、付加年金の1年間の額は、「200円×付加保険料を納めた月数」で計算されます。

【例】付加保険料を5年間(60か月)納めた場合

納めた額 400円×60か月 = 24,000円

受け取る付加年金額 200円×60か月 = 12,000円

65歳から老齢基礎年金と一緒に支給されます。ただし、老齢基礎年金を繰上げまたは繰下げた場合には、老齢基礎年金と同じ割合で減額または増額されます。

### ○付加保険料を納めることができる方

- ①自営業者などの国民年金第1号被保険者
- ②半額免除などの一部免除を含め、保険料を免除されていない方
- ③60歳以上65歳未満の方など、国民年金の任意加入者の方
- ④国民年金基金の加入員でない方

### ○加入の手続きと相談先

役場保険医療課または岐阜南年金事務所

### ○留意点

- ・付加保険料は、納期限を過ぎると納めることができなくなります。
- ・一般保険料と同時に付加保険料もまとめて前払い(前納)すると割引があります。



## 行楽地でのチェックポイント

寒い季節も終わり、いよいよ行楽シーズンです。5月の大型連休には、家族や友人たちと川や海、山などで楽しむ機会が多くあるのではないのでしょうか。

しかし行楽シーズンには、毎年のように水の事故や遭難事故、火の不始末による火災などが発生しており、ほんのわずかな気の緩みで大きな事故を招いてしまいます。これではせっかくの家族や友人たちとの楽しい時間も台無しです。

このようなことを防ぐために、行楽地へ出か



けて遊ぶ時は、次のことに注意しましょう。

- 1.屋外でバーベキューをする時は、指定された場所以外では行わず、事前に水バケツなどを用意し、必ず火の後始末をしましょう。
- 2.火を使用する時は、周囲に燃えやすい物がないか、チェックしてから取り扱しましょう。ちょっとした不注意、不始末で大火になる恐れがあります。
- 3.川や海、山へ遊びに行くときは、事前に天候を確認し、とくに山の天候は崩れやすいため、出かける前に最低限の準備をしましょう。
- 4.たばこのポイ捨てはしない。そして、火の始末を徹底しましょう。

このようなことに注意をすることで、事故を防ぐことができます。そして家族、友人たちとの楽しい思い出を作り、楽しい行楽シーズンを過ごしましょう。

【問合先】羽島郡広域連合消防本部  
西消防署 ☎388-1195  
東消防署 ☎246-0119